

新時代への責任と決断

名取市議会議員

吉田 良の 名取市政ビジョン

第23号

令和7年下半期の主な活動実績

■市議会

第4回定例会、第5回臨時会、第6回定例会が開催されました。議員協議会が2回開催され、窓口受付時間の見直し及び時差出勤の導入などについて、市当局から説明を受けました。名取市議会として議会懇談会を開催し、市内に在住または通学する高校生を対象に、ワールドカフェ形式で意見交換を行いました。

■行事等

なとり文化芸術祭、東京音楽大学校友会宮城県支部演奏会に出演したほか、第6回名取市民合唱祭において「名取市民歌」全体合唱の指揮者を務めました。八幡南町内会防災訓練、八幡北町内会芋煮会、田高地区AED研修・防災研修などに参加しました。太田稔郎前宮城県議のご自宅で、しめ縄づくりに参加しました。

■視察・研修等

総務消防常任委員会で近江八幡市、甲賀市、向日市を視察し、消防団組織再編計画などについて調査しました。会派で神崎市、五島市、長崎市を視察し、キッズパークの整備などについて調査しました。名取市議会議員研修会、亘理名取地区市町議会連絡協議会議員研修会、名取市青少年健全育成講習会などに出席しました。



東京音楽大学校友会宮城県支部演奏会



第6回名取市民合唱祭

令和7年12月定例会 一般質問② 名取スポーツパーク跡地を工業団地とする県の計画について

県知事は定例記者会見において、名取スポーツパーク(ナスパ)跡地を工業団地とする計画を発表しました。ナスパ跡地の所有者は、長野県に本部を置く学校法人です。当地で教育活動が常態的に実施される様子が見られないことから、令和5年12月11日の一般質問で、固定資産税の非課税に疑問が生じていることを指摘しました。県が工業団地の用地選定に動き始めたのは、3日後の12月14日でした。

Q 本市はナスパ跡地を学校教育施設との認識のもとに固定資産税を非課税としてきたが、これが売却されて学校法人の収益となることをどう思うか。

A 別問題だと捉えている。

Q 教育施設を工業団地の候補地として県に情報提供する前に、学校法人に断りは入れたのか。

A 学校法人側の意思は確認していない。

Q 議会に教育施設と説明してきたナスパ跡地は、いつから教育施設ではないという認識に変わったのか。

A 課税の部分と候補地の部分は別物と捉えている。

Q 学校法人に対し、当該固定資産に係る固定資産税を法の許容する範囲内で遡って課税すべき。

A 個別の税務情報のため答弁いたしかねる。

Q そもそも平成30年11月、ナスパ跡地を一般廃棄物最終処分場の候補地とするよう、市長から学校法人に打診したのが間違いのもとだったと思う。本来はこの時点で非課税の適用から外すなど、疑義が生じない形で学校法人と連携すべきではなかったか。

A 処分場の問題と非課税の適用については、別問題と考えている。

吉田良後援会は会員を募集しています

■事務所 〒981-1231 名取市手倉田字八幡165-32西

■TEL 090-3368-1771 ■FAX 022-774-1771

■X(旧ツイッター)・LINE ryoyoshida1771

■新ホームページ <https://ryo-yoshida.com>

バックナンバー・後援会入会申込みは二次元コードから▶



よしだ りょう プロフィール

宮城県仙台南高等学校、東京音楽大学卒業。これまで県内中・高等学校教員、学習塾経営など。

現在、名取市議会議員(3期)、財務常任委員会副委員長、仙台市・名取市広域行政協議会常任委員、名取市民合唱祭実行委員会顧問。著書2作。

令和8年1月7日 発行 討議資料

令和7年9月定例会 一般質問① 学校体育施設の開放について

学校体育施設の開放は、市教委に登録している社会体育団体に限り許可するものとし、社会体育団体の登録の要件の一つとして、営利を目的としないことと整理されています。令和5・6年度の登録許可申請時に、市教委が各団体へ聞き取りを行った結果、4団体が営利を目的とする団体であると判断され、登録が不許可とされました。

Q 営利団体と非営利団体とを区別する基準は。

A 明確な基準は設けていないが、申請時に営利目的の企業が運営しているような団体かどうかや会費などの内容を審査し、相手方への聞き取りも行いながら総合的に判断している。

Q 令和7年7月、利用が不許可とされた団体に子供を通わせている保護者から、130名近い署名とともに利用許可を求める陳情があった。このことをどう受け止めているのか。

A 当該団体を不許可とした際には、新たな活動場所の確保のために半年間の猶予期間を設けたが、現在、競技に向かない環境で活動しており、安全かつ快適に練習できないとお話があった。学校体育施設以外を有料で使用することや、民間の体育施設を使用するなど、営利団体が使用可能な施設で活動場所を確保していただければと考えている。

Q 適切な受益者負担の仕組みを早急に整備し、営利団体にも施設を開放すべき。

A 手数料や使用料が定められている施設については、受益者負担の原則に基づき、料金の見直しも行いながら、負担していただいている。多くの市民にスポーツを親しむ機会や場所を提供するために、現在、学校体育施設を無料としているが、今後、他市の状況について調査研究していきたい。

令和7年9月定例会 一般質問② 住民監査請求の要件審理について

住民監査請求制度の意義は、地方公共団体の財政の腐敗防止を図り、住民全体の利益を確保する見地から、地方公共団体の執行機関または職員の違法、不当な行為をできる限り行政内部で自主的に予防し、是正し、または損失、損害の補填をさせて、違法、不当な状態を除去させようとするところにあります。令和5年度に本市監査委員に請求された3件の住民監査請求は、いずれも要件不備を理由に却下(門前払い)されましたが、その後の住民訴訟において不適法であるとはいえないと判示されました。

Q 監査機能の専門性・独立性の強化という課題に、今後どう対応していく考えか。

A 専門家の意見を聞くなど専門的知見を取り入れ、監査機能を強化させる取組についての調査研究を行ってきたい。

Q 審理の透明性を高めるため、請求の結果について、件名等に加え本文を市ホームページで公表すべき。

A 他市の公表事例を参考に、公表方法について調査研究していきたい。

令和7年9月定例会 一般質問③ 仙台ビール園等の跡地における開発について

サッポロビール仙台ビール園とビオトープ園が閉園となり、跡地の造成が進んでいます。その土地は工業地域に指定されており、ホテルや旅館、劇場、映画館等、幼稚園、学校等、病院などの建物の建築に制限があります。

Q 土地の所有者から市に対して用途変更に係る相談や情報提供を求められたことはあるか。

A 公表できる決まった内容はない。

Q 今後、用途変更などについて相談があった場合、市としてどういう形で関与することになり得るのか。

A 名取の中心部であり一等地である。本市全体にとって、地域にとって、進出企業等にとって、一番ポテンシャルが上がるような形で進めていただきたいと思っており、場合によっては用途地域の変更について、一緒に動いていく可能性はある。

Q 周辺道路の渋滞が悪化しないよう、あらかじめ対策を講じるべき。

A 今後、何かしらの開発という方向性が示された際には、渋滞対策等に関する検討、協議を進め、地域住民に迷惑をかけないよう取り組んでいきたい。

令和7年12月定例会 一般質問① 地方創生臨時交付金を活用した家計支援策について

これまで本市では、地方創生臨時交付金を財源とするプレミアム商品券発行事業が行われてきましたが、商品券の印刷や必要書類の郵送などを業務委託するためにも、決して少なくない額の事務費がかかっています。

	補助額(千円)	事務費(千円)
R2 プレミアム商品券発行事業	88,892	10,000
R3 プレミアム商品券発行事業	87,577	12,543
R4 プレミアム商品券発行事業	114,559	19,952
R5 プレミアム商品券発行事業	120,405	15,889
R5 地域応援商品券発行事業	90,036	29,350

Q 仮に商品券等発行事業と同規模の財源で水道基本料金の減免を実施する場合、事務経費の金額、職員の事務的負担、実施までに要する時間等、どのような違いが想定されるのか。

A 事務経費については、追加費用は発生せず実施できる。実施までに要する時間は、予算成立から2~3か月程度と見込む。なお、これまで取り組んできた商品券発行事業は、予算成立から販売開始まで約4か月となっている。職員の事務的負担は、水道料金減免の方が事務量としては少ないと捉えている。

Q 水道基本料金の減免は、総合的に見て効果が高いと考えられる。今後、地方創生臨時交付金を水道基本料金の減免に充てることも検討すべき。

A 11月21日に閣議決定された総合経済対策において、推奨事業メニューとして水道料金の減免が具体的に示された。今後、補正予算を追加で措置し、取組を進めていく。→令和8年1~3月請求分 実施決定！